

地方自治法第4条第1項：地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようするときは、条例でこれを定めなければならない。

参考となる裁判例
（抜粋・一部略）

条例を定める時期について何ら定めていないから、建設着工後において条例を定めても、同法違反とならず、庁舎位置条例案の上程の時期は市町村長の裁量に委ねられていると解される。そして、新庁舎着工前に議会に庁舎の位置変更条例案を上程していないが、新庁舎については、既に建築着工についての予算の議決を得ているというものであり、新庁舎の位置変更条例案を上程していないとしてもその裁量の範囲内というべきである。（名古屋高裁平成16年3月26日判決・判例タイムズ1159号参照）

「陳情第38号 新庁舎等基本設計予算案に関し他の自治体の事例を検証することを求める陳情」の要旨にある「他の自治体では設計予算案に関して、位置条例改正案の議決前に議会が可決し支出した事例」に対し、本市の把握している事例は次のとおり。

「位置条例」の改正前の実施業務	地方公共団体名（順不同）
基本構想策定	東京都小金井市、茨城県結城市、愛知県常滑市、福島県南相馬市、島根県江津市、香川県丸亀市、香川県多度津町、佐賀県嬉野市、佐賀県神崎市、沖縄県石垣市、北海道砂川市、鎌倉市
基本計画策定	東京都小金井市、茨城県結城市、新潟県柏崎市、福島県南相馬市、岩手県宮古市、島根県江津市、香川県丸亀市、香川県多度津町、佐賀県嬉野市、佐賀県神崎市、沖縄県石垣市、北海道砂川市、鎌倉市
基本設計に着手	東京都小金井市、茨城県結城市、愛知県常滑市、新潟県柏崎市、滋賀県高島市、三重県旧紀勢町、福島県南相馬市、岩手県宮古市、島根県江津市、香川県丸亀市、香川県多度津町、佐賀県嬉野市、佐賀県神崎市、沖縄県石垣市、北海道砂川市（、鎌倉市）
実施設計に着手	東京都小金井市、茨城県結城市、愛知県常滑市、新潟県柏崎市、滋賀県高島市、三重県旧紀勢町、島根県江津市、香川県丸亀市、香川県多度津町、佐賀県神崎市、沖縄県石垣市、北海道砂川市
着工	茨城県結城市、愛知県常滑市、三重県旧紀勢町、島根県江津市、香川県丸亀市、香川県多度津町、北海道砂川市

※令和6年（2024年）市議会2月定例会建設常任委員会の陳情第38号の審査に際し使用した資料の体裁の一部を修正したものです。

※当時、本市がインターネット等で調べた情報であり、網羅的な情報ではなく、最新の情報への更新等はしていません。なお、業務にかかる支出やその時期まで詳細に把握できておらず、支出が「位置条例」の改正議案の可決後の可能性もあります。